

## 上越市広報紙等の有料広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、上越市有料広告掲載に関する要綱(平成18年4月1日実施。以下「要綱」という。)第3条及び第6条の規定に基づき、広報紙等に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載媒体)

第2条 対象とする掲載媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報上越
- (2) 上越市ホームページ

### (広告の掲載場所、規格、掲載期間及び掲載料)

第3条 広告の掲載場所、規格及び掲載期間は、次のとおりとする。

- (1) 広報上越

ア 掲載場所 広報上越の表紙及び裏表紙を除く指定ページの最下段とし、掲載順は、市が決定する。

イ 規格 次のとおりとする。

- (ア) 1枠当たり縦4.6センチメートル、横8.4センチメートルとする。
- (イ) イラストレーターで作成し、フォントは全てアウトライン化する。
- (ウ) 画像がある場合は、埋め込むか原稿とともに納入する。
- (エ) 印刷は墨1色(白黒)となるため、グレースケールで作成する。

ウ 掲載期間 次のとおりとする。

- (ア) 1号を単位とし、同一の年度の範囲内で連続掲載できるものとする。
- (イ) 同一の人及び団体による同一号での複数掲載は、認めない。ただし、2枠を1枠として掲載することは、可能とする。

- (2) 上越市ホームページ

ア 掲載場所 トップページ内の市が指定する位置とし、掲載順は、市が決定する。

イ 規格 1枠当たり縦50ピクセル、横150ピクセルのバナー広告とする。ただし、画像形式は、GIF形式とし、容量は、10キロバイト以内とする。

ウ 掲載期間 次のとおりとする。

- (ア) 1か月を単位とし、同一の年度の範囲内で連続掲載できるものとする。
- (イ) 1か月は月の初日から末日とし、月の途中から掲載した場合であっても、終期は当該月の末日とする。
- (ウ) 同一の人及び団体による同一月での複数掲載は、認めない。

2 広告の掲載料は、別表のとおりとする。ただし、市と有料広告掲載枠に係る売買契約を締結した広告代理店(以下「代理店」という。)に対する掲載料は、市長が別に定める額とする。

### (掲載の申込み)

第4条 広報上越又は上越市ホームページに広告を掲載しようとするときは、広報上越及び上越市ホームページへの広告掲載申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査し、広告の掲載の可否を決定したときは、広報上越及び上越市ホームページへの広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市が指定する期限までに掲載する広告の完全な版下又はデジタルデータを市に納入するものとする。この場合において、版下の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(掲載料の納入)

第6条 広告主及び代理店は、市長が指定する納入通知書により期日までに掲載料を納入しなければならない。

(掲載料の返還)

第7条 納入した掲載料は、返還しない。ただし、広告主又は代理店の責めによらない理由で広告を掲載できなかった場合は、掲載料を返還することができる。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定又は掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料を納入しないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の版下を提出しないとき。
- (3) 広告主が要綱の規定に違反して、又は偽りその他不正な手段により第5条第1項に規定する広告の掲載の決定を受けたとき。
- (4) その他広告の掲載に支障があると市長が認めるとき。

2 市は、前項の規定による取消しにより広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(庶務)

第9条 この要領に関する庶務は、広報対話課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から実施する。

別表(第3条関係)

(掲載1回1枠当たり)

区分	広報上越		市ホームページ (1か月当たり)
	1日号(1月を除く。) 1月15日号	15日号 (1月及び8月を除く。)	
広告掲載料 (消費税込)	27,000円	23,760円	16,200円